

# 栃木県営都市公園 トライアル・サウンディング実施要領

## 1. 目的

栃木県では、令和4年度に「栃木県営都市公園における民間活力導入に係る基本構想」を策定し、民間活力を導入することにより、都市公園の魅力向上を目指しています。

この民間活力導入に向けて、公園の活用の可能性や課題を確認することを目的に、トライアル・サウンディングを実施いたします。

※トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の**暫定利用を希望する民間事業者**（以下、「**暫定利用希望者**」という）を募集し、一定期間実際に使用してもらうことにより、民間活力の導入手法や公共施設・空間が有する利用可能性を検討する市場調査。

## 2. 対象公園（対象場所）

- ・栃木県みかも山公園東口（旧岩舟特産館及び周辺広場）
- ・原則、旧岩舟特産館の利用は必須とします。（周辺広場のみの利用は不可とし、旧岩舟特産館と周辺広場を併せて利用するものとします）
- ・ただし、旧岩舟特産館は現在工事中（令和7年5月21日（水）工事完了予定）のため、工事が完了するまでの期間は周辺広場のみの利用となります。
- ・なお、同一実施期間の暫定利用者は最大2者程度とします。



### 3. 対象公園概要

対象公園の概要等は、「参考資料」をご確認ください。

### 4. 実施期間及び受付期間

#### ▶ 実施期間

- ・下表の実施期間のとおり、令和7年4月29日(火)～令和7年12月23日(火)が、本トライアル・サウンディング全体の実施期間となります。【第1期から第4期】
- ・下表の実施期間で示した各2週間程度の期間が、1回あたりの暫定利用期間となります。

#### ▶ 提案書等の受付期間

- ・各期の受付期間ごとに、提案書や現地確認等の受付を行います。トライアル・サウンディングを希望する暫定利用期間の受付期間内に、提案書を提出願います。ただし、受付期間を過ぎた場合でも、暫定利用期間に空きがあれば、随時受付可能です。(暫定利用期間の空き状況については、11. 提出先・問合せ先まで確認願います。)

各期	提案書等の 受付期間	実施期間
第 1 期	令和7年4月 15日(火)～ 4月21日 (月) 17:00 まで	① 令和7年4月29日(火)から5月12日(月) ② 令和7年5月13日(火)から5月26日(月) ③ 令和7年5月27日(火)から6月9日(月) ④ 令和7年6月10日(火)から6月23日(月) ⑤ 令和7年6月24日(火)から7月7日(月)
第 2 期	令和7年6月3 日(火)～ 6月16日 (月) 17:00 まで	① 令和7年7月8日(火)から7月22日(火) ② 令和7年7月23日(水)から8月5日(火) ③ 令和7年8月6日(水)から8月19日(火) ④ 令和7年8月20日(水)から9月2日(火) ⑤ 令和7年9月3日(水)から9月16日(火)
第 3 期	令和7年8月 12日(火)～ 8月26日 (火) 17:00 まで	① 令和7年9月17日(水)から9月30日(火) ② 令和7年10月1日(水)から10月14日(火) ③ 令和7年10月15日(水)から10月28日(火) ④ 令和7年10月29日(水)から11月11日(火) ⑤ 令和7年11月12日(水)から11月25日(火)
第 4 期	令和7年10月 20日(月)～ 11月3日 (月) 17:00 まで	① 令和7年11月26日(水)から12月9日(火) ② 令和7年12月10日(水)から12月23日(火)

## 5. 期待される効果

### 【民間事業者のメリット】

- ・各公園の市場性、利用者ニーズ、採算性等を確認することができます。
- ・短期間での暫定利用かつ使用料がかからないため、リスクが少なく参画できます。
- ・トライアル・サウンディングで得た知見等を踏まえ、事業条件を検討するため、官民での認識の齟齬を解消できます。

### 【栃木県のメリット】

- ・公園の活用方法について、事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができます。
- ・民間活力の導入方法等にトライアル・サウンディングの結果を反映することができます。
- ・民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

## 6. スケジュール

### (1) 事前相談・現地調査の受付

#### ➤ 受付期間

- ・第1期 令和7年4月15日(火)～4月21日(月) 17:00まで
- ・第2期 令和7年6月3日(火)～6月16日(月) 17:00まで
- ・第3期 令和7年8月12日(火)～8月26日(火) 17:00まで
- ・第4期 令和7年10月20日(月)～11月3日(月) 17:00まで

上記の各期の受付期間ごとに、暫定利用希望者からトライアル・サウンディングに関する事前相談・現地調査を随時受け付けます。

#### ➤ 事前相談・現地調査の受付方法

提案書類作成のため、事前相談を希望する者は【様式1】、現地調査を希望する者は【様式2】に必要事項を記入の上、11. 提出先・問合せ先へ電子メールにより提出してください。

※ 様式1、様式2については下記QRコード(MicrosoftForms)から必要事項を送信することも可能です。

※ 事前相談・現地調査は日程調整したうえで実施することとします。また、現地調査は、施設利用者等の利用を妨げない範囲とします。



(2) 各実施期間（第1期から第4期）のスケジュールについて

【第1期】

内容	期間等
<p>① 提案書の受付</p> <p>暫定利用希望者から提案書の提出を受付けます。また、事業者が希望する場合は、事前相談・現地調査を受付けます。（詳細は6.（1）を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業概要書（様式3） 1部</li> <li>・暫定利用希望者概要書（様式4） 1部</li> <li>・誓約書（様式5） 1部</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【必須】提案事業概要書（様式3）、 暫定利用希望者概要書（様式4）、 誓約書の提出（様式5）</p>  </div> <div> <p>※ 申請書は左記 QR コード（MicrosoftForms）から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>令和7年4月15日 （火）～4月21日 （月）17:00 まで</p>
<p>② 提案審査・認定</p> <p>提案内容を審査し、暫定利用者の認定を行います。</p>	<p>適宜</p>
<p>③ 審査結果の通知</p> <p>暫定利用希望者へ審査結果を通知します。あわせて、各種申請書の様式等を提供します。</p>	<p>適宜</p>
<p>④ 各種申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営公園行為許可申請書 1部</li> <li>・使用料減免申請書 1部</li> </ul> <p>審査結果の通知後、11. 提出先・問合せ先宛てに、速やかに提出してください。</p>	<p>審査結果の通知後、 速やかに提出</p>
<p>⑤ 各種申請書の許可</p> <p>各種申請書の許可後、個別に暫定利用希望者へ通知します。</p>	<p>適宜</p>
<p>⑥ 暫定利用の開始</p>	<p>第1期 実施期間のとおり</p>
<p>⑦ 実績報告書の提出</p> <p>暫定利用終了後、1ヶ月以内に実績報告書（様式6）を11. 提出先・問合せ先に提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【必須】実績報告書（様式6）</p>  </div> <div> <p>※ 報告書は左記 QR コード（MicrosoftForms）から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>利用終了後1ヶ月以内</p>
<p>⑧ ヒアリング調査</p> <p>対象公園活用可能性等についてヒアリングを行います。</p>	<p>適宜</p>

【第2期】

内容	期間等
<p>① 提案書の受付</p> <p>暫定利用希望者から提案書の提出を受付けます。また、事業者が希望する場合は、事前相談・現地調査を受付けます。(詳細は6.(1)を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業概要書(様式3) 1部</li> <li>・暫定利用希望者概要書(様式4) 1部</li> <li>・誓約書(様式5) 1部</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】提案事業概要書(様式3)、 暫定利用希望者概要書(様式4)、 誓約書の提出(様式5)</p>  </div> <div> <p>※ 申請書は左記QRコード(MicrosoftForms)から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>令和7年6月3日(火) ～6月16日(月) 17:00まで</p>
<p>② 提案審査・認定</p> <p>提案内容を審査し、暫定利用者の認定を行います。</p>	<p>適宜</p>
<p>③ 審査結果の通知</p> <p>暫定利用希望者へ審査結果を通知します。あわせて、各種申請書の様式等を提供します。</p>	<p>適宜</p>
<p>④ 各種申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営公園行為許可申請書 1部</li> <li>・使用料減免申請書 1部</li> </ul> <p>審査結果の通知後、11.提出先・問合せ先宛てに、速やかに提出してください。</p>	<p>審査結果の通知後、 速やかに提出</p>
<p>⑤ 各種申請書の許可</p> <p>各種申請書の許可後、個別に暫定利用希望者へ通知します。</p>	<p>適宜</p>
<p>⑥ 暫定利用の開始</p>	<p>第2期 実施期間のとおり</p>
<p>⑦ 実績報告書の提出</p> <p>暫定利用終了後、1ヶ月以内に実績報告書(様式6)を11.提出先・問合せ先に提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】実績報告書(様式6)</p>  </div> <div> <p>※ 報告書は左記QRコード(MicrosoftForms)から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>利用終了後1ヶ月以内</p>
<p>⑧ ヒアリング調査</p> <p>対象公園活用可能性等についてヒアリングを行います。</p>	<p>適宜</p>

【第3期】

内容	期間等
<p>① 提案書の受付</p> <p>暫定利用希望者から提案書の提出を受付けます。また、事業者が希望する場合は、事前相談・現地調査を受付けます。(詳細は6.(1)を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業概要書(様式3) 1部</li> <li>・暫定利用希望者概要書(様式4) 1部</li> <li>・誓約書(様式5) 1部</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】提案事業概要書(様式3)、 暫定利用希望者概要書(様式4)、 誓約書の提出(様式5)</p>  </div> <div> <p>※ 申請書は左記 QR コード (MicrosoftForms) から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>令和7年8月12日(火)～8月26日(火) 17:00 まで</p>
<p>② 提案審査・認定</p> <p>提案内容を審査し、暫定利用者の認定を行います。</p>	<p>適宜</p>
<p>③ 審査結果の通知</p> <p>暫定利用希望者へ審査結果を通知します。あわせて、各種申請書の様式等を提供します。</p>	<p>適宜</p>
<p>④ 各種申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営公園行為許可申請書 1部</li> <li>・使用料減免申請書 1部</li> </ul> <p>審査結果の通知後、11. 提出先・問合せ先宛てに、速やかに提出してください。</p>	<p>審査結果の通知後、速やかに提出</p>
<p>⑤ 各種申請書の許可</p> <p>各種申請書の許可後、個別に暫定利用希望者へ通知します。</p>	<p>適宜</p>
<p>⑥ 暫定利用の開始</p>	<p>第3期 実施期間のとおり</p>
<p>⑦ 実績報告書の提出</p> <p>暫定利用終了後、1ヶ月以内に実績報告書(様式6)を11. 提出先・問合せ先に提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】実績報告書(様式6)</p>  </div> <div> <p>※ 報告書は左記 QR コード (MicrosoftForms) から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>利用終了後1ヶ月以内</p>
<p>⑧ ヒアリング調査</p> <p>対象公園活用可能性等についてヒアリングを行います。</p>	<p>適宜</p>

【第4期】

内容	期間等
<p>① 提案書の受付</p> <p>暫定利用希望者から提案書の提出を受付けます。また、事業者が希望する場合は、事前相談・現地調査を受付けます。(詳細は6.(1)を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業概要書(様式3) 1部</li> <li>・暫定利用希望者概要書(様式4) 1部</li> <li>・誓約書(様式5) 1部</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】提案事業概要書(様式3)、 暫定利用希望者概要書(様式4)、 誓約書の提出(様式5)</p>  </div> <div> <p>※ 申請書は左記QRコード(MicrosoftForms)から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>令和7年10月20日(月)～11月3日(月)17:00まで</p>
<p>② 提案審査・認定</p> <p>提案内容を審査し、暫定利用者の認定を行います。</p>	<p>適宜</p>
<p>③ 審査結果の通知</p> <p>暫定利用希望者へ審査結果を通知します。あわせて、各種申請書の様式等を提供します。</p>	<p>適宜</p>
<p>④ 各種申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営公園行為許可申請書 1部</li> <li>・使用料減免申請書 1部</li> </ul> <p>審査結果の通知後、11.提出先・問合せ先宛てに、速やかに提出してください。</p>	<p>審査結果の通知後、速やかに提出</p>
<p>⑤ 各種申請書の許可</p> <p>各種申請書の許可後、個別に暫定利用希望者へ通知します。</p>	<p>適宜</p>
<p>⑥ 暫定利用の開始</p>	<p>第4期 実施期間のとおり</p>
<p>⑦ 実績報告書の提出</p> <p>暫定利用終了後、1ヶ月以内の実績報告書(様式6)を11.提出先・問合せ先に提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>【必須】実績報告書(様式6)</p>  </div> <div> <p>※ 報告書は左記QRコード(MicrosoftForms)から申請書を送信することも可能です。</p> </div> </div>	<p>利用終了後1ヶ月以内</p>
<p>⑧ ヒアリング調査</p> <p>対象公園活用可能性等についてヒアリングを行います。</p>	<p>適宜</p>

## 7. 提案審査及び各種申請書の提出について

### ▶ 提案審査について

- ・提案書類の内容が「9. 提案要件」に合致していることが、認定の条件になります。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。（審査には1週間程度お時間をいただくことがあります。）
- ・応募多数の場合には、暫定利用への既参加回数、地元事業者優先（市内＞市外（県内）＞市外（県外）の順）、提案内容、暫定利用の希望時期等から総合的に判断し、認定します。

### ▶ 各種申請書の提出について

- ・審査結果の通知により暫定利用者として決定した事業者については、審査結果通知後、速やかに下記の各種申請書を提出願います。
  - ① 公園内行為許可申請書（様式3）
  - ② 使用料減免申請書（様式4）
  - ③ 団体代表者の住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本を提出するものとし、申請日から3か月以内に取得したものに限ります。）
  - ④ キッチンカー等による移動車を利用する場合は、出店車両の営業許可証、車検証の写しを提出願います。

## 8. 参加資格

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ応募内容を実行する意思と能力を有する本店所在地が日本国内である法人、法人グループ又は個人事業主とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しないものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 提案書類提出時点で、栃木県の入札参加の制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30条）の関連規定に該当する者
- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

## 9. 提案要件

### （1）提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 都市公園の利用に支障を及ぼさない利用内容であること
- ② 確実に実施できる内容であること
- ③ 対象公園を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること
- ④ 他の利用者の対象公園利用を著しく妨げないこと

- ⑤暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと
- ⑥感染症対策を徹底していること
- ⑦指定管理者の業務を妨げないこと

(2) 提案の対象外となるもの

以下に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的又は宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③著しい騒音や異臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反する、又は反社会的な活動
- ⑥設置目的及び施設利用に支障を来す恐れのある活動（施設の改修は要相談）
- ⑦その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 実施期間及び実施可能時間について

実施期間は、上記4.実施期間のとおりとします。

※当該提案書において、希望する暫定利用期間（約2週間程度）は、各期の実施期間の範囲内で、第1希望から第3希望まで選択可能です。例えば、第1期の受付期間（令和7年4月15日～4月21日）においては、第1期の暫定利用期間①～⑤の中から3つの希望日を選択可能です。

※実際、希望する期間に暫定利用できるかは、審査・認定を経てからの決定となります。

※本トライアル・サウンディング実施期間中であれば、同一事業者による複数回の暫定利用を認める場合があります。複数回の暫定利用を希望する事業者（希望する暫定利用の合計期間が1ヶ月を超える事業者）は、11.提出先・問合せ先に事前相談してください。

※提案書において希望した暫定利用期間に変更が生じた際は、速やかに、11.提出先・問合せ先まで事前連絡願います。

※各種イベントが重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

実施可能時間は、下記のとおりです。（片付けの時間も含まれます）

3月～9月	: 8:30～18:30
10月～2月	: 8:30～17:30

(4) 使用料等の条件

- ①暫定利用中の施設の使用料は無償とします。
- ②トライアル・サウンディングの参加に要する費用は、全て暫定利用者の負担とします。

③公園内のインフラ（水・電気）を使用する場合は、原則、暫定利用者の負担としますが、詳細は協議により決定します。

④暫定利用に際して発生したゴミ（公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む）の回収処理及びそれに係る費用は暫定利用者の負担とします。

⑤各種申請や保険加入等に係る費用は暫定利用者の負担とします。

⑥暫定利用終了後は原状回復を原則とします。

#### (5) 実績報告書の提出

暫定利用終了後、1ヶ月以内の実績報告書（様式6）を、11. 提出先・問合せ先に提出していただきます。

#### (6) モニタリング調査、ヒアリング調査

提案事業実施中に、県が暫定利用者に対し、実施状況等についてモニタリング調査を行うことがあります。また、提案事業実施後、実績報告書の内容を基に、対象公園の活用可能性等についてヒアリング調査を行います。その場合は、暫定利用者は当該アンケート調査等に協力していただきます。

## 10. 留意事項

暫定利用者への留意事項を以下に記します。なお、暫定利用者とは、行為の許可を受けた者とその関係者を含むものとします。

#### (1) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、暫定利用者に帰属しますが、提出書類は暫定利用者へ返却いたしません。

#### (2) 責任及びリスク分担の考え方

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任をもって実施してください。

暫定利用者は、ケガ、事件、事故等について十分注意し、注意を促すものとする。また、暫定利用者は、トラブル等が発生した場合には責任をもってこれに対処するものとする。

暫定利用に伴い発生するリスクについては、暫定利用者が負うものとします。必要に応じて保険加入してください。

#### (3) 暫定利用の中止

次のいずれかに該当したときは、提案事業を中止していただきます。

①都市公園の利用に支障を及ぼさないことを県が認められないと判断したとき

②提案書類に虚偽の記載が判明したとき

- ③参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明したとき
- ④著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて、県がふさわしくないと判断したとき

#### 1 1. 提出先・問合せ先

提案書類の提出や、本要領等の内容に関する問合せは、下記をお願いします。

栃木県県土整備部都市整備課 公園緑地担当

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 14階

電話：028-623-2474

E-mail：tseibi@pref.tochigi.lg.jp

担当：小林、柳田